

中間現場検査申請書(第一面)

[適新工第3号書式]

申請日 **令和 5 年 8 月**

中間現場検査申請書(新築住宅) (フラット35・財形住宅) (第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を承し、申請書第二面に記載情報の取扱いについて同意の上、次のとおり中間現場検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事に相違ありません。記載された事項が一方に事実と相違していた場合は、この手続及び添付された中間現場検査に関する通知書をもって異議ありません。
2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限りです。)

検査機関名 **独立確認センター** 御中

申請者	氏名又は名称 住宅 太郎 〒(000 - 0000) 住所: 東京都西東京市〇〇町1-2-35 TEL (000) - (0000) - (0000) FAX (000) - (0000) - (0000)
代理者 (申請者以外が手続する場合に限る)	氏名又は名称 フラット設計事務所 〒(000 - 0000) 住所: 東京都世田谷区〇〇町1-2-45 TEL (000) - (0000) - (0000) FAX (000) - (0000) - (0000)
手数料請求先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 代理者 会社名: _____ 所属/担当者名: _____ 連絡先: _____ 住所: 〒(_____) _____

建設の場所(地名地番)	東京都西東京市〇〇町1-2-35	
建物の名称	住宅太郎邸	注文住宅・分譲住宅の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1.注文住宅 <input type="checkbox"/> 2.分譲住宅
建築主 (申請者と異なる場合のみ記入)	氏名又は名称	〒 _____
設計検査	<input checked="" type="checkbox"/> 1.設計検査を実施 合格日・番号 令和 5 年 6 月 8 日 (第 独確第20 号) <input type="checkbox"/> 2.設計検査を省略 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅の技術的審査を実施 (適合証明の検査と同一機関の場合) <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価の検査を実施 (適合証明の検査と同一機関の場合)	
着工日	令和 5 年 6 月 20 日	竣工予定日 令和 5 年 10 月 26 日
中間現場検査予定日	令和 5 年 8 月 20 日	
計画に関する変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 1.無 <input type="checkbox"/> 2.有 (前回の検査時から申請内容に変更がある場合) <small>注:連絡事項欄に変更内容を記入してください。なお、再度設計検査が必要な場合があります。</small>	
連絡事項		

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄 (合格年月日及び番号)
				令和 年 月 日 第 号
記載しないこと				
※フラット35(断熱構造等)又はフラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※フラット35S(金利Aプラン)「省エネルギー性」確認の条件				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型(長期優良住宅)確認の条件				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【申請者】
建築主以外の方でも申請者になることができます。
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

【代理者】
建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

【建設の場所】
正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。
建築確認申請と一致させてください。

【計画に関する変更の有無】
【連絡事項】
前回の検査時から計画変更がある場合は、「2. 有」にチェックをし、連絡事項欄に変更内容を記入してください。
[記載例]
・壁の断熱材の種類を変更
変更前: A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
変更後: A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種

中間現場検査申請書(第二面)

【適新工第3号書式】

中間現場検査申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅)
(第二面)(一戸建て等用)

○建物の概要

1戸当たりの床面積	1	2	5	3	5	敷地面積	1	6	
構造	2.木造(耐久性あり)※1		3.準耐火		4.耐火		5.耐火		
戸建型式	1.一戸建て		2.連続建て		3.重ね建て		併用住宅区分		
階数	地上 2		地下 0		階		1.専用住宅		
工法	1.在来木造		2.アフレハ(木質系)		3.フレハブ(鉄骨系)		4.アフレハ		
機構承認住宅(設計登録タイプの場合)	5.枠組壁工法(ケハイク工法)		6.丸太組構法		7.鉄骨		8.鉄骨		
会社名	省エネルギー基準適合仕様シート()		承認番号()		1.有		2.無		
フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無	1.有		2.無(フラット35S及びフラット35維持保全型のいずれも)						
上記で「1.有」に該当する場合のみ以下を記入してください。									
●居住宅が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に含まれないことを確認した。(注) レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。									
フラット35S適用基準	金利Bプラン	1.省エネルギー性	2.断熱等性能等級5以上	3.耐震性	4.耐震等級(構造体の倒壊等防止)2	5.省エネルギー性	6.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6	7.耐震性	8.耐震等級(構造体の倒壊等防止)3
	金利Aプラン	3.バリアフリー性	4.耐震等級(構造体の倒壊等防止)3	5.省エネルギー性	6.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6	7.耐震性	8.耐震等級(構造体の倒壊等防止)3	9.省エネルギー性	10.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6
	ZEH	8.耐久性・可変性	9.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6	10.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6	11.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6	12.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6	13.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6	14.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6	15.断熱等性能等級5以上及び省エネルギー消費量等級6
フラット35維持保全型適用基準	長期優良住宅								
2戸以上申請の場合 ※6	申請戸数	戸	住宅番号						

※1 耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
 ※2 劣化対策等級3以上等(評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合のみ)が必要高齢者等配慮対策等級4等;評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は、等級3で可)
 ※3 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。

【構造】
 「2. 木造(耐久性あり)」
 耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。

【フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無】
 「フラット35S」又は「フラット35維持保全型」を利用する場合は、「フラット35S適用基準」欄又は「フラット35維持保全型適用基準」欄の該当する項目にチェックをしてください。

フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、必ずチェックが必要です。

長期優良住宅の場合、フラット35S適用基準欄は「8.耐久性・可変性」に、フラット35維持保全型適用基準欄は「長期優良住宅」にチェックを入れてください。

【工法】
 機構承認住宅(設計登録タイプ(機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅))である場合は、「機構承認住宅(設計登録タイプ)」の場合の「会社名」、「承認番号」および「省エネルギー基準適合仕様シートの有無」を記入してください。

【戸建型式】
 「2.連続建て」…共同建て以外で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。
 「3.重ね建て」…共同建て以外で、住宅の上に住宅を重ねて建てる建て方のことです。

一戸建て: 住戸A
 連続建て: 住戸B, 住戸C
 重ね建て: 住戸D, 住戸E (専用階段)
 共同建て: 住戸F, 住戸G, 住戸H, 住戸I (共用階段)

※構造が「2.木造(耐久性あり)」で戸建型式が「3.重ね建て」は、融資の対象となりません。
 ※住宅相互間や住宅以外との間を、耐火または1時間準耐火構造の床・界壁で区画すること(省令準耐火構造の場合は機構監修仕様書や適合仕様シートによる仕様)が必要です。

【1戸当たりの床面積】
 フラット35の場合は、住宅部分の面積で70㎡以上必要です。
 ・一戸建ての場合は、建築基準法上の「延べ面積(住宅部分)」です。確認申請書第三面の【11.延べ面積】の【1.住宅の部分】(申請部分)欄と同一の面積を記入してください。ただし、車庫や非住宅部分(店舗・事務所等)を除いた面積となります。
 ・連続建て・重ね建ての場合は、専有面積です。